

第一回欧洲ユースワーク大会宣言

津富宏

『国際関係・比較文化研究』(静岡県立大学国際関係学部)
第12巻第2号(2014年3月)抜刷

【翻訳】

第一回欧洲ユースワーク大会宣言

津 富 宏

訳出にあたって

本宣言は、欧洲の公式の場で初めてユースワークに焦点を当てた第一回欧洲ユースワーク大会 (Caluwaertsら, 2011) の成果物である。

欧洲の若者政策を前進させる画期的な文書であったEU若者白書2001 (Commission of the European Communities, 2001) を受けて、2009年11月、EU理事会は「青少年分野におけるEUの協力についての新たな枠組み (2010-2018)」 (Council of the European Union, 2009) を採択した。同枠組みは、①教育・労働市場すべての青少年に対するより多くのより均等な機会の創出、②積極的な市民参加 (active citizenship)、社会的包摂 (social inclusion)、連帯 (solidarity) の促進を主要な目的として掲げた。

また、同枠組みは「ユースワークが、経済的かつ社会的貢献のために更なる価値を加えるものとして支持され認識されるとともに、上記の目的に貢献していくための方法について更なる検討と議論が必要である」と述べ、とりわけ「ユースワーカー及び指導者に対する適切な研修、欧洲レベルの国際準則を用いるスキルの承認、ユースワーカー及び指導者の移動の支持、ユースワークのための革新的なサービスとアプローチの促進」についての議論を求めた (Council of the European Union, 2009, C 311/4)。

さらに、同枠組みは、2010年の後半に議論すべき、若者領域におけるヨーロッパ間の協力の重点事項として、ユースワークを取り上げ、特に、「最も貧しい子どもと若者にとってのユースワークと、ユースワークと活動のアクセス可能性」と「若者の文化へのアクセス」に焦点を当てることを予定した (Council of the European Union, 2009, C 311/10)。

このスケジュールに従って開かれたのが、第一回欧州ユースワーク大会であり、同大会において、本稿として訳出した宣言が採択された。宣言は以下のような構成になっている。

- 序文
- 歴史
- 今日のユースワーク
- ユースワークと政策の優先事項
- 位置づけと分野横断的協力
- 情報、影響、効果
- すべて人のための、多様性におけるユースワーク
- 実践の質
- 技能、訓練、社会的認知
- 移動性とネットワーク
- 持続可能な支援と資金調達
- 次の一步

一言で言えば、本文書は、欧州という枠組みにおいて、ユースワークの持つ価値を確認したうえで、ユースワークを充実する方策を提案して、欧州の若者政策に位置づけていく文書である。

若者が社会的排除の対象となった現在、欧州においては、ユースワークは、学校教育や企業労働に包摂されていない若者に対する支援の要を担っている。一方、欧州の動向に追随できていない日本においては、ユースワークは、若者政策における位置づけを得ていない。本宣言の訳出が、わが国の若者の社会的包摂や社会参加を促進するための議論に活用されることを望んでいる。

資料名 Declaration of the First European Youth Work Convention
出典

http://www.coe.int/t/dg4/youth/Source/Resources/Documents/2010_Declaration_European_youth_work_convention_en.pdf

訳稿を以下に記す。

第一回欧州ユースワーク大会宣言

第一回欧州ユースワーク大会宣言 2010年 7月7月から10日 ベルギー・ゲント市

序文 Preamble

2010年7月、第一回欧州ユースワーク大会が、(当時の) EU 議長国ベルギーのもとで開催された。前回ベルギーが議長国であった際(訳注 2001年)に、EUが若者白書(White Paper on Youth)を提出してから9年が経過し、ユースワークと若者政策を担うコミュニティが、ゲント(訳注 ベルギーの都市)に戻ってきた。本大会はユースワークのみに焦点を当てる初めての場であり、ユースワークに関する、過去・現在・未来の思索と実践を結びつける試みであった。50か国から400人以上の参加者が——三日間にわたる、総会、「ユース・イン・アクション」ワークショップ、現地の若者プロジェクトへの訪問、テーマ別のセミナーを通じて——集中的で活発なディベートに参加した。本大会は、ベルギーのブランケンベルグ市で事前に開かれた2つのセミナーに引き続いで行われた、3つ目の同種のイベントである、欧州のユースワークの歴史を探求する会議の後を受けて開催された。本大会は、以下に示す、アイディアを生み出した。本宣言は、欧州連合と欧州評議会に属する50カ国、その他の欧州レベルの組織、国・地域・地方政府における若者を担当する政治機構において、若者に責任を持つ大臣、そしてもちろん、ユースワークの分野と若者自身に向けられたものである。

歴史 History

欧州のユースワークは、近年展開されている欧州レベルのユースワークの歴史に加え、さまざまな歴史的展開を有している。欧州のユースワークは、多様性、緊張、発展によって特徴づけられている。それは——信仰団体や非政府組織、国・地域・地方政府の若者政策による、社会運動や若者団体・若者組合を通じて——多様なかたちで、影響をうけ先導してきた。それは、社会階級や宗教的信条、支持政党、文化的関心によってしばしば特徴づけられる、様々な若者集団を対象としてきた。それは、ときには大人がリードし、ときには若者が大人とともに運営あるいは若者自身が運営するなど、多様な仕方で組織化してきた。

今日のユースワーク Youth work today

ユースワークは複雑であり、その複雑性ゆえにしばしば誤解されている。しかし、単純に言えば、ユースワークがすることは、次の二つである。まず、交友や、活動、対話、行動のために、空間を提供する。そして、若者が幼児期から成人期へと移行して

いくに際して、支援、機会、経験を提供する。今日の欧州において、ユースワークは、参加とエンパワメントの原則、人権と民主主義の価値、そして、反差別と寛容によって導かれ統治されている。それは、広範囲にわたる政策と研究成果から情報を得て、ボランティアと有給のワーカーの両方によって提供され、若者との自発的な関係を通じて確立され、多様な方法によって資金が調達され運営される、若者と若者自身が住む社会との間に作用する徹底した社会的実践である。これらの理由から、ユースワークは、この関係から生じる様々な緊張に向かい合い対処しなければならない。様々な緊張とは、若者に関する研究・政策・実践の突き合せ、(欧州、国、地域、地方における)若者政策分野における様々な課題の整理、分野横断的な活動における位置づけの確立、訓練・技能・社会的認知の問題に対する対処、ユースワーク実践に対する教育学的・関係論的・方法論的アプローチの促進などである。

ユースワークは、「青少年分野におけるEUの協力についての新たな枠組み(2010-2018)」に関する欧州評議会決議において、以下のように定義されている。

若者による、若者とともに行われる、若者のための、社会的・文化的・教育的もしくは政治的な性質をもつ広範囲の活動を意味する広義の言葉である。最近は一層、その活動に、若者のためのスポーツや支援が含まれるようになっている。ユースワークは、特定の余暇活動ならびに「学校外」教育の分野に属し、専門職あるいはボランティアのユースワーカーとユースリーダーによって運営され、ノンフォーマルな学習過程と自発的な参加に基づいている。

本大会では、ユースワークを「若者が自らの将来を描くための場所と機会」の提供としてより手短かに定義した。定義に関する議論はどうであろうと、様々な形態のユースワークが、様々な若者を対象とし、様々な方法論を用い、様々な問題に様々な文脈で対処していることについて異論はない。ユースワーク実践は、対象集団や方法、問題、文脈に関するこの枠組みの中で、時間をかけながら適応し展開し発展している。

本大会で注目を集めた焦点は——過去の教訓を踏まえつつ——現代のユースワークと未来のユースワークであった。若者が生きる環境がすでに変化または変化しつつあるという文脈において、ユースワークが変化する必要性、ユースワークと若者政策との関係性、若者を取り巻く広範な状況に対するユースワークの貢献についての多くの疑問が提起された。討論においては、若者の失業に取組むにあたってのユースワークの役割、ユースワークの質と資格に関する問題、多様性のある社会における共生に求められるユースワークの形態などが、具体的な課題として取り上げられた。参加者たちは、ユースワークの利用のしやすさ、基準、社会的認知、資源の確保、効果など

第一回欧州ユースワーク大会宣言

の問題について熱心に議論を行った。

ユースワークと政策の優先事項 Youth work and policy priorities

ユースワークを一方とし、政治や（若者）政策を他方とする、相互の理解と関与は比較的限定されたままにとどまっている。政治家はユースワークについてより知識をもつ必要があると思われ、その一方で、ユースワーカーも政策がどのように形成されるのかをよりしっかりと理解する必要がある。

政策の形成に当たっては、政策当局は、ユースワークや若者の優先事項や課題よりも、当局自身の優先事項や課題を追求する傾向がある。そこで、「トップダウン」の優先事項と「ボトムアップ」の優先事項の一層密接な連関が必要である。ユースワーカーは、若者の生活に影響を与える、より広範な政策分野における政策形成の議論に参加すべきである。ユースワーカーは、若者に間接的な影響をもたらす可能性がある政策について意見を求められなければならない。若者分野における政策形成あるいは若者分野を超えた政策形成に、組織化された若者と組織化されていない若者の両方がかかわることが重要である。この過程において若者団体は重要な役割を担う。

ユースワーカーと若者は、若者政策の形成、実施、評価に関与しなければならない。若者分野における具体的な取組みは、権利基盤、機会への着目、肯定的な志向性、アクセスと参加の平等といったユースワークの原則と価値に基づいて構築されなければならない。

欧州若者フォーラムと欧州評議会の諮問委員会だけでなく、最近発達した「構造化対話」や、国・地域・地方の若者議会との対話は、近年の進歩の表れである。しかしながら、このような過程は、これらの対話の基礎を拡大し、かつ共同運営の実践をさらに適用することで、今後一層強化する必要がある。

位置づけと分野横断的協力 Position and cross-sectorial co-operation

ユースワークは、歴史的にみて、孤立して活動してきたといってよい。しかしながら、現在は、若者分野において分野横断的な政策形成の枠組みがより広がるにつれて、専門的な協働をさらに行なうことがますます期待されている。分野横断的な協同には様々なかたちがある。たとえば、教育部門同士、若者に影響を与える（医療や雇用、司法などの）機関同士や政策領域同士、助成機関同士、様々なレベルの行政機構における協同である。より多くのコミュニケーションや協調、協同が求められていることに、

異議を唱える人はほとんどいないだろう。しかし、ユースワークがそのような過程により良好に関与していくに当たっては、ユースワークのアイデンティティが揺るがされ、ユースワークが道具化されるおそれがある。ユースワークは、そのような協力関係においては力の弱いパートナーとなる可能性があり、若者の生活に対するユースワーク固有の貢献が浸食されてしまうという懸念が生み出される。

そのような協同は、良質な実践の共有とより協働的な実践の開発をより可能とする。もちろん、ユースワークは、若者と接触し若者に介入するのにふさわしい位置にある。しかしながら、たとえ、警察や職業訓練提供者などの機関と若者自身によって究極的な目標が共有されているとしても、これらの機関と協働することにより、ユースワークがもっている特権的位置や若者との関係が犠牲となりうると、ユースワークを感じる可能性がある。ユースワーカーが若者に対して及ぼしている信頼と信用は、「関与に関するルール」について、平等を基礎に相互の尊重を出発点にして注意深く話し合わない限り、急速に損なわれうる。

情報、影響、効果 Information, impact and effect

ユースワークが、若者と社会の両方に対してもたらしている貢献を明らかにするためには、まさにユースワークのもつ多様性ゆえに、ユースワークと同等に多様なアプローチが必要である。古典的な評価ツールは、この分野の人びとが考察することができる良質な実践の普及によって補完される必要がある。ユースワークについての知識基盤は比較的浅い。欧州若者政策知識センター（European Knowledge Center on Youth Policy）は発展しているが、ユースワークの原理、政策、実践に関する情報の収集、普及、翻訳を行う更なる仕組みが必要である。すべてのユースワーカーが英語を読めるわけではない。情報源は、欧州レベルでは存在するが、情報源の場所とアクセスのしやすさを高める更に強力な案内が必要である。youthwork.eu は、有望な始まりの代表例である。

ユースワークに関するより良質な情報と知識がなければ、ユースワークの影響をよりよく理解し、普及し、評価することはできない。量的なエビデンスと質的なエビデンスの両方を集め、整理し、分析する必要がある。

そのような情報収集の目的は、ユースワークの可視性を促進し、実践の質を高め、それによってユースワークに対する信頼性を高めることである。それとは異なるレベルにおいては、ユースワークと若者政策について戦略的かつ実践的に考察するための基盤として、若者の生活環境に関するエビデンスに基づいた情報を手に入れることが重

第一回欧州ユースワーク大会宣言

要である。青少年調査と青少年のモニタリングの両方が、このニーズに関連している。これらの仕掛けを通じて、ユースワークは「若者の現在地」から本当に「スタートを切る」ことができる。

ユースワークの成果と影響に関連して、若者の研究・政策・実践からなる自称「三角形」は、若者組織や若者を含む四角形に拡大される必要がある。影響について考察するのであれば、すべての角度からの視点が、そのためのプラットフォームとならなければならない。加盟国におけるユースワークの形態と量をマッピングし、目録化する作業が、現在の良質な実践事例を理解して拡散し、将来のユースワークの戦略的な方向性を確立するために緊急に必要とされている。

すべて人のための、多様なユースワーク Youth work for all and in diversity

ユースワークにおける多様性は、すべての人々にとってのアクセスのしやすさと関連している。本大会では、開かれた扉を提供する「敷居の低い」実践の重要性が強調された。しかしながら、ユースワーカーは、多様な若者層の急激に変化する需要に向き合うために、普遍的価値に関するより高度な訓練と、普遍的価値に対する献身を必要としている。提案された訓練は、寛容の必要性についての理解を超えて、文化的多様性に関する知識と能力の取得へと向かわなければならない。さらに、今日では、ユースワーク組織とユースワーク行政における多様性を強化することを通じてロールモデルを提供すべきであるというより強力な主張が行われている。

ユースワークは、どのような集団の若者であっても、それを包摂や参加の対象としてのみ見たりせず、逆に社会の多様性を促進する運動のパートナーと見るべきである。異なる宗教や異なる文化が交錯する、欧州の新たな状況という文脈においては、地域開発や地域活動などの古い形態のユースワークを再度見直してこの新たな時代に適用する必要がある。

実践の質 The quality of practice

ユースワークは専門的な実践であるが、ボランティアと有給ワーカーの双方によって提供されるという点で通常の専門的な実践とは異なっている。ボランティアと有給ワーカーのそれぞれが果たす役割について明確な分業はない。実際のところ、どちらもユースワークの多様な活動のすべての領域において発見されうる。両者の関係はしばしば補完的であり相互に支えあっている。しかしながら、両者の相違ゆえに、ユースワークの質や、技能、社会的認知に関する問題に関する、特有の困難が存在してきた。こ

の困難は、しばしば、専門職化（professionalisation）と専門職意識（professionalism）との衝突として純化される。これは、一定程度の資格が専門職意識の唯一の基準となる場合に生じる排他性についての懸念を伴う、複雑な議論である。ユースワークの多くの——例えば、政策、倫理、リスク、運営、予算管理、若者との実践的なかかわりに関する——側面を実施するための、知識・スキル・態度の集合体が発展していることには疑いはないが、これらは、しばしば、長期にわたるボランティア実践の経験によって獲得してきた。よって、過去の学習に対する資格付与によって一人ひとりを認証するルートが、確立され尊重されなければならない。これは、質の基準を設定し、一般的な技能を確定することによって達成されうる。このような枠組みは、欧州レベルで開発され、国の機構を通じて実施され、柔軟な教育と訓練制度によって伝達されうるが、同時に、若者との接触に当たってのユースワーカーの行動を定めた、専門職としての倫理規約を通じて自主的にも徹底されうる。

技能、訓練、社会的認知 Competence, training and recognition

ユースワーカーに対する画一的な訓練制度はおそらく必要ないが、理論的理解の深化や、実践スーパービジョン（と相互スーパービジョン）、コーチング、eラーニング、ピア学習、観察と査定などの学習アプローチに基づく技能形成の枠組みは必要である。これらは、適切な振り返りとフォローアップによって、長期間にわたって利用可能でなければならない。若者自身と同様、ユースワーカーもまた、自らが働くことを求められている変化する環境に有効に対応するため、継続的な再学習に参加しなければならない。横断的な協働の発展の結果、他分野で増加しつつあるユースワーク実践についての理解を促すため、ユースワーカーは、他分野における、青少年に関する研究・政策・実践環境において学ぶことに時間をかけなければならない。手短に言えば、訓練は、柔軟で適切で積み上げ型でなければならない。可能な限り、欧州レベルにおける訓練は、異なる文化にまたがり、国家の壁を超えて、物理的にも方法論的にも欧州プログラムと関連しているべきである。

質と技能、そして向上した実践の好循環を確かなものとするためには、このような訓練の提供に必要な資源を付与するだけでなく、若者政策の内外において、ユースワークに対するより強力な社会的認知が存在しなければならない。欧州や、国、地方、そしてときには団体レベルにおいて、ユースワークに関する社会的認知と正当化のための戦略をもつことを支持する議論がある。しかしながら、認証や、資格化、社会的認知のためにどのようなツールや手段が開発されようと、活用の仕方や、通用性、信頼度については重大な問題が残る。これらの問題については探求が必要であり、必要に応じて、弱点を認めて検討しなければならない。おそらく、このような過程は、行政

第一回欧州ユースワーク大会宣言

の他部門や、異なるレベルの若者政策や実践、民間分野の人びとと、この点についての対話をを行うためのプラットフォームの設立を必要とすることになるだろう。

移動性とネットワーク Mobility and networking

異なる文化や背景、ユースワーク経験をもつ、ユースワーカーと若者の間の交流は、質の向上や、学習と支援、知識移転、国際レベルにおけるユースワークの発展と実施機会の拡張のために重要である。近年、交流の可能性は強化されてきたが、資金の確保、言語、個人的かつ専門的な地位といった障壁が残っている。すべての人々の権利としての移動の自由が求められており、それゆえ様々な障壁に対処する仕組みが開発される必要がある。

ネットワーキングと交流を向上させるために、欧州各地の、ユースワークのすべての分野の実践者は、対話、接触、協同の手段と機会を有しなければならず、そして特定の領域のユースワークで働いている人々には、より特定の形態のつながりがなければならない。また、ユースワーカーのための国際的な移動の機会に対するより強固な要求も存在する。「ユース・イン・アクションプログラム」は、これらの問題にある程度までは対処しているが、これらの問題はさらに対処されなければならない。国際的な移動を通じて直接出会いう経験から得られる、ユースワーク実践に対する影響の重要な要素についての強い合意は既に存在しているが、この目的のためには、国際的な移動を通じた直接の出会いの価値についてさらに議論が必要である。

持続可能な支援と資金調達 Sustainable support and funding

社会基盤や、プロジェクト、ユースワーク開発の持続可能性を保証する、中核予算を約束する、ユースワークのための法的枠組みをつくることが強力に要請されている。この法的枠組みは、異なるレベルの財源ごとにユースワークを実施するために必要な資源を明らかにしつつ、地方ごとのユースワーク行動計画の策定を求めるものとなるであろう。多様な財源は、ユースワーク提供の範囲内の異なるレベルを反映しなければならず、競合してはならない。ユースワークの財源については、明確で透明性の高い基準がなければならない。ユースワークの取組みと団体は、確立されているものであろうと新たなものであろうと、これらの資源を獲得するにあたって平等な機会が与えられなければならない。

これまで、ユースワークに対する資金提供について、主たる責任を負わされてきたのは、中央政府であった。欧州レベルの資金は、国が果たしてきた役割に加えて、ユー

スワークの開発と実施の両面において、一人で三役を演じているとみなされてきた。第一に、欧州レベルの若者プログラム——例えば、ユース・イン・アクション・プログラム——は、社会的包摂や、若者の移動、積極的市民性のための、ますます重要な機会の提供を代表している。第二に、欧州レベルの資金は、若者の生活やユースワーカーに対し、また、ユースワーク自体の概念化に対して特有の貢献を行い、新たな形態の実践を支援するだけでなくそれに枠組みを与えて形成するにあたって重要な役割を果たしている。第三に、これらのプログラムは、ユースワーク実践の伝統や理解がほとんどない領域において、ユースワーク活動に対する支援にはずみをつけその価値を実際に示すという、貴重な役割を果たしている。2020年に向けて、若者分野におけるまた若者分野を超えた欧州戦略の地平において、欧州の若者に対してそのような保証をすることは、彼らの目標を達成するための不可欠な足場となるだろう。しかしながら、ユースワークもまたより広範囲に資金源を探し求めなければならず、ユースワーカーは収益を上げる能力を向上させることが必要となる。

次の一步 Next Steps

本大会は、上記の課題に関して、ユースワーカー自身が貢献する責任を認識したが、ユースワーカーは、政治的にも財政的にも、権利を持つ必要がある。欧州レベルでは、若者分野において（及び、若者分野を超えるが、若者、ユースワーク、若者政策に影響を与える）広範囲にわたる政治的な取組みと活動が、来年にかけて実施される。それゆえ、本宣言の内容は、その政治的な議論において検討されなければならない。本宣言は、この政策に関する議論において、若者とユースワークに対する注目が維持されることを意図している。

ここに含まれるのは

- ・欧州2020年戦略とその旗印となるプロジェクト「ユース・オン・ザ・ムーブ (Youth on the Move)」
- ・移動の推進に関する評議会が今後行う勧告
- ・ノンフォーマル学習の社会的認知に関する評議会が今後行う勧告
- ・ユース・イン・アクションを引き継いで、2013年に行われる、次世代のプログラム
- ・将来のEUの「若者」プログラムの設計に影響するであろう先行的な議論
- ・ユーロパス (Europass) のノンフォーマル学習的側面のさらなる発展
- ・ノンフォーマル学習の認証と社会的認知に基づいた新たなパスウェイズ (Pathways) 2.0
- ・「ユース・イン・アクション」プログラムにおける、ユースワークの訓練に関する

第一回欧州ユースワーク大会宣言

新たな欧州戦略

本宣言が生まれた、第一回欧州ユースワーク大会は、欧州におけるユースワークに関する議論の始まりとなった。本大会は、ここで確立された推進力が、欧州連合と欧州評議会の双方における既存の若者政策の枠組み、すなわち

- ・若者分野における欧州の協力の新たな枠組み
- ・欧州評議会の若者政策に関する決議

に反映されるべきであると期待する。

本大会は、本宣言に基づいて、欧州連合（EU）と欧州評議会及びその加盟国、そして、現在とそれに引き続く3か国のEU議長国が、本宣言の実現のために、議題と行動計画、そして必要な資源を構築することを求める。その議題は、第二回欧州ユースワーク大会において、最高潮を迎えることはならない。最後に、本宣言は、ベルギーが議長国を務める評議会における、ユースワークに関する決議に関する、その内容とそれを受けた審議を心待ちにしている。

文献

Caluwaerts, L., J. Vanhee, K. Jacobs, F. Coussee, J. Van Haelst, T. Dufour, J. Spyns, K. Snick, and T. Leisgnering, 2011, A Contribution to Youth Work and Youth Policy in Europe: Report of the Belgian EU Presidency Youth 1/7/2010 - 31/12/2010, Division Youth of the Agency Socio-Cultural Work for Youth and Adults. http://www.cimo.fi/instancedata/prime_product_julkaisu/cimo/embeds/cimowwwstructure/20549_Belgian_EU_Presidency_Youth.pdf からダウンロード

Commission of the European Communities, 2001, European Commission White Paper: A New Impetus for European Youth (COM(2001) 681 final). http://ec.europa.eu/youth/documents/publications/whitepaper_en.pdf からダウンロード

Council of the European Union, 2009, A renewed framework for European co-operation in the youth field (2010-2018) (2009/C 311/01). <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:311:0001:0011:EN:PDF> からダウンロード